令和７年２月 25 日
狛江市監査委員決定

令和７年度監査基本計画

１　監査委員の役割

監査委員は、地方自治法に基づき設置された独立性及び専門性を有する執行機関として、狛江市監査基準に従い、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って職務を遂行し、対象となる市の事務の管理や執行等については、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的としています。

令和７年１月の月例経済報告によると、わが国の経済について「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされています。

狛江市においても、「令和７年度は、物価高や賃上げの継続が見込まれ、人口の減少にも歯止めが掛かっておらず、市税収入はもとより、地方消費税交付金などの税連動交付金も厳し目で見込まざるを得ない。歳入全般が厳しい状況下においても、経常経費は増加傾向にあり、財政構造の弾力性が大きく低下することが見込まれる。」とし、令和７年度予算編成方針においては、「令和７年度は、国の示す少子化対策にも注視するとともに、市としても必要な子育て支援を推進していく。また、小田急線狛江駅周辺道路や市民センターの供用開始に伴う、まちの賑わい創出にも重点的に取り組む必要がある。令和７年度末期限となっている基幹業務システムの標準化対応、高齢化等による社会保障関係費の自然増や、公共施設の老朽化への対応、更には、地震・豪雨・台風などの災害等への備えなど、市の持続可能性を確保する観点から、将来負担を見据えた行財政改革を着実に進めながら、山積する行政課題の解決に取り組んでいく。」としています。

監査委員はこれらを踏まえ、常に市民の視点に立ち、狛江市監査基準に基づき、行財政運営の検査機関としての役割を果たすべく、公正かつ効果的な監査を実施します。

2　基本方針

令和７年度の監査等については、狛江市監査基準に基づき、次の基本方針に則して実施します。

⑴　市の事務事業について、管理、執行が法令等に則って適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、正確性、経済性、効率性及び有効性並びに後期基本計画の推進の観点からも、適正な予算執行が図れるよう、検証を行います。

⑵　監査の実効性を確保するため、違法、不正の指摘に留まらず、指導に重点をおいて監査等を実施するとともに、監査の結果に基づく改善状況等に対し、是正、改善を求め、その状況を常に把握します。

⑶　監査に当たっては、対象部署においてチェック体制の整備や運用が適切に行われているか留意します。

⑷　市民の視点に立ち、身近でわかりやすい監査を目指し、監査の結果等に関する情報については、市ホームページに速やかに掲載します。

3　監査等の方針

令和７年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容については、別途、各実施計画において定めます。

⑴　定期監査

（地方自治法第 199 条第１項、第２項及び第４項）

令和７年度における財務に関する事務や事業及びその他の事務や事業の執行が、法令等に則って適正行われているかはもとより、経済性、効率性、有効性にも留意して監査を実施します。

⑵　工事監査

（地方自治法第 199 条第１項及び第５項）

令和７年度に竣工となる工事を対象とし、計画、設計、積算、施工等が技術面から適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性にも留意をし、工事に係る技術的事項の調査を専門的機関に委託して監査を実施します。

⑶　財政援助団体監査

（地方自治法第 199 条第１項及び第７項）

市が補助金等の財政援助を行っている団体等について、原則として令和６年度に執行された財政援助に係る出納その他の事務について監査を実施し、併せて、所管課の財政援助に係る事務及び当該団体への指導監督が適切に行われているかについて監査を実施します。

⑷　例月出納検査

（地方自治法第 235 条の２第１項）

各会計の毎月の出納を対象として、計数等が適正なものとなっているか確認をするとともに、各月末の現金等の保管状況の検査を実施します。

⑸　決算審査

（地方自治法第 233 条第２項）

令和６年度の決算を対象として、各会計の決算及び関係書類等の正確性や予算の執行、財産管理及び会計の適正性、健全性などについて、他の監査等や例月出納検査も活用しながら的確な審査を実施します。

⑹　基金運用状況審査

（地方自治法第 241 条第５項）

令和６年度の各種基金を対象として、基金の運用状況を示す書類等の計数が正確なものになっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施します。

⑺　財政健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第 22 条第１項）

市長から提出された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定された、令和６年度の実質赤字比率等の健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施します。

４　監査等の実施期間

監査等の実施期間は、下表の予定で実施します。

令和７年度監査等実施予定表

監査等の種類	実施期間
定期監査	11 月～２月
工事監査	11 月～３月
財政援助団体監査	10 月～１月
例月出納検査	毎月下旬
決算審査（基金運用状況審査含む）	６月～８月
財政健全化判断比率等審査	７月～８月

※決算審査意見書は市長に提出し、市長は決算書、決算資料と共に狛江市議会へ提出

５　監査の結果等及び措置状況の公表

監査の結果等及び市長、関係機関の監査の結果に基づく措置状況については、速やかに市ホームページ等を通して、公表及び掲載を行います。